

習志野市プレミアム付き商品券

あしたのハーモニー響くまち

習子り♪

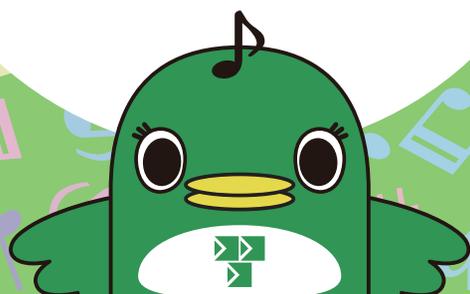
Narashino City Shopping Ticket

プレミアム

2月10日(金)まで

再販売
受付中

一人最大
4セット



20%
お得!

2月7日(火)から大型店等でも使えるようになります。
ぜひこの機会にお買い求めください。
詳しくは消費者向けウェブサイトをご覧ください。

販売金額 5,000円 (6,000円分)

●デジタル商品券は、1円単位で使用可能です。

デジタル商品券のみ再販売します。

(紙商品券の取り扱いはありません。)

一人につき4セットまでお申し込みいただけます。

※2022年12月に当選している場合、一人につき最大8セット(当初4セット+再販売4セット)となります。

申込受付
期間

令和5年1月13日(金)~2月10日(金)17:00

※売り切れ次第終了

販売対象

市内在住、在勤、在学

使用期限

令和5年2月28日(火)23:59

消費者向け
webサイト



【問合せ先】商品券事務局 0570(055)059

【発行主体】習志野市 【受託者】習志野商工会議所 【運営】Gigi株式会社

申込方法

ご購入にあたっては、特設サイトやSNS・HP・ポスターに設置されたリンクから「利用可能店舗一欄」をあらかじめ確認してください。アプリのインストールやサービスへのログイン等は不要です。

1 アクセス



販売用特設サイトへアクセス。

2 申込み



必要事項を記入し、チケットをお申し込みください。

3 通知



購入権が決定した場合は、メールアドレスに購入URLが届きます。

支払い方法

- クレジットカード払い（オンライン）
- コンビニエンスストア払い
- PayPay
- Alipay

注意

- お申し込み後のキャンセル・数量の変更はできません。購入したい数量にお間違いがないかよくご確認のうえ、お申し込みください。
- 購入申込みがあった順（先着順）に受付・審査・決定を行いますが、審査には時間を要します。申込みから10日が経過しても通知が届かない場合は、事務局までお問い合わせください。
- 商品券を使用できる加盟店を確認してからお申し込みください。
- 各加盟店で「デジタル商品券」「紙商品券」のどちらが利用できるかは本サイトで検索いただくか、店舗スタッフ様へお尋ねください。
- 加盟店は順次拡大中ですので、詳しくは消費者向けウェブサイトをご覧ください。

申込みの前にご確認ください

【習チケ♪プレミアムの使用に係る制限】

- 使用可能期間の制限** 令和4年度習志野市プレミアム付き商品券「習チケ♪プレミアム」（以下「本商品券」という。）は、使用可能期間に限り使用することができます。使用期限は2023年2月28日（火）です。
- 使用可能店舗の制限** 本商品券は、加盟店店頭での物品の購入又は役務の提供（以下「物品の購入等」という。）に限り使用することができます。（市が予め認めた場合を除く。）
- 購入可能物品等の制限** 本商品券は、次に掲げる目的のために使用することができません。
 - ア 不動産、有価証券及び金融商品の購入
 - イ たばこ（たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品のほか、加熱式たばこの本体やパイプ等の喫煙具、電子たばこその他これに類するものをいう。）の購入
 - ウ 切手、官製はがき、金券、旅行券、乗車券、プリペイドカード、各種チケット、貴金属その他の換金性の高いものの購入
 - エ ウェブサイトで注文した物品等に係る支払い（例：オンラインストアで注文した物品に係る店頭支払い）
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第5項に規定する営業に係る支払い
 - カ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
 - キ 国、地方自治体への支払い
 - ク 電気、水道、ガス、電話その他の公共料金に係る支払い
 - ケ 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）の支払い
 - コ 特定の宗教・政治団体に関わる取引及び公序良俗に反する取引
 - サ 換金及び金融機関への預け入れ
 - シ 消費拡大につながらない等、市長が不相当と認めるもの
- つり銭の制限** 使用された本商品券の額面価格が、購入した物品等の価格を上回るとき、当該上回る額に相当する金銭（つり銭）は払い戻すことができません。
- 返品禁止** 本商品券を使用して購入した物品等は、原則として返品することができません。
- 転売等の禁止** 本商品券は転売、譲渡又は換金を行うことができません。ただし、市が定める方法により加盟店が行う換金を除きます。
- 再使用の禁止** 一度使用された本商品券は、市が定める方法による換金以外の目的で使用してはいけません。